

国家と主権

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

国家はどのような条件で成り立ち、国どうしはどんなルールで関わるのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 国家と主権

主権国家

しゅけん
主権

国の政治や外交を自分たちで決める権利。

りょういき
領域

国の主権がおよぶ陸・海・空の範囲。

こっき こっか
国旗・国歌

国を表すしるし。日本は日章旗と君が代。

国家は、一定の**領域**、そこに住む**国民**、そして**主権**の三つがそろって成り立つといわれる。主権とは、ほかの国から支配されず、国の政治や外交を自分たちで決めることのできる力や権利のことである。このような国を**主権国家**という。現在の世界は、こうした主権国家が集まってできている。

主権国家は、大きさや豊かさにかかわらずたがいに対等であり(**主権平等**)、ほかの国の内政に口出ししてはならない(内政不干渉の原則)。また、国を表すしるしとして国旗と国歌があり、日本では1999年に国旗・国歌法が定められ、**日章旗**(日の丸)が国旗、**君が代**が国歌とされた。ほかの国の国旗や国歌にも敬意をはらうことが大切である。

国家の要素	意味
領域	主権がおよぶ陸・海・空の範囲
国民	その国の国籍をもつ人々
主権	国の政治や外交を自分たちで決める権利

2 国際法と国際社会

国際法

こくさいほう
国際法

国と国との関係を定めたきまり。

じょうやく
条約

国どうしが文書で結ぶ約束。

こくさいしほうさいばんしょ
国際司法裁判所

国どうしの争いを裁く国連の裁判所。

世界には各国の上に立って取りしめる政府がないため、国の関係は**国際法**によって保たれている。国際法には、国どうしが文書で結ぶ約束である**条約**と、長い間の慣行がきまりとして認められた**国際慣習法**がある。たとえば、どの国の船も自由に通れる**公海自由の原則**は、国際慣習法として守られてきた。

国どうしの争いは、オランダのハーグにある**国際司法裁判所**で裁判することができる。これは国際連合の主要な機関の一つである。ただし、争っている国の同意がなければ裁判は始まらない。主権をもつ国が、自分たちで国際法を守り、話し合いで争いを解決しようとするのが、国際社会の平和を支えている。

問いへの答え

国家は領域・国民・主権の三つがそろって成り立ち、主権をもつ主権国家はたがいに対等である。国どうしの関係は、条約や国際慣習法などの国際法によって保たれている。争いは国際司法裁判所で裁判できるが、国の同意が必要で、話し合いでの解決が大切にされる。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

